

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

日本遺産「やばけい遊覧」推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大分県中津市、玖珠町

3 地域再生計画の区域

大分県中津市の全域、玖珠町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【日本遺産の活用】

「耶馬溪」には文化財としての価値があり、観光資源としても活用できる史跡・名所や、後世に引き継ぐべき地域住民による文化や伝統が数多く存在している。中津市から玖珠町にかけて広域に及んでいるこれらの財産は一つのストーリーとして文化庁により日本遺産に認定されたが、認定後の事業としては主としてPRに留まっている。中津市の観光入込客数は平成30年を最後に減少しており、日本遺産を文化財として、又は地域活性化のための観光資源としての活用が最大限できているとはいえない状況である。

【日本遺産のストーリーのある地域の過疎化】

日本遺産に認定されたストーリーのある中津市から「耶馬溪」、玖珠町にかけての地域の大部分は、過疎化の進展により人口の減少率が5年間で10%(2020年国勢調査より)を超え、集落の維持さえも困難になってきており、人々が受け継いできた伝統・文化・産業も衰退し、それ以前に買い物、通院、他者とのコミュニケーションなど日常生活を送ることさえ危ぶまれている。このような地域の再活性化のためには、日本遺産に認定された文化財の保持という強みを生かした観光振興などにより、多くの観光客を呼び込み、地域の産業の確

立や伝統・文化の継承などが必要であると考えられる。

【観光産業の課題】

しかしながら、現在の観光状況は中津市の場合、コロナの影響を受ける前の令和元年度の分析で、観光入込客数が400万人を超えることに対して宿泊客数は30万人に満たないなど、圧倒的に日帰り観光が主流であり、観光で十分な収益をあげるには課題が多い。これらの課題を解決し衰退が進む地域の再活性化を図るためには、日本遺産という強みを生かした文化財等の最大限の活用や、更なる地域の魅力の掘り起こしを行い、滞在時間の長い観光客の獲得、それによる地域の産業の確立等による地域の元気づくりを推進する必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

中津市には近世、城下町として栄えてきた歴史があり、旧城下町の地区は現在でも当時の町割りが残っている。また、旧城下町から、景勝地として名高い「耶馬溪」、玖珠町にかけて、歴史的価値のある神社仏閣・史跡・名所が連なっている。さらに、これらの場所と密接に関連した、伝統的な民俗・芸能・産業は地域の特色を表す文化として人々の間で大切に引き継がれている。このような名所や文化が一体となったストーリーは、平成29年4月28日に文化庁によって日本遺産に認定され、改めてその価値の大きさが顕在化された。

一方で、日本遺産に認定されたストーリーのある地域の大部分が過疎地域となっており、人口減少が加速する中で集落の維持が困難になっており、地域の元気が失われつつある状況にある。このような地域の人口減少や、それに伴う伝統・文化・産業の衰退を改善し、地域の再活性化を図る手段の一つとして、今後は、地域の住民を中心に日本遺産に認定された史跡・名所や伝統文化を活用し、観光客の誘客や収益の見込める事業を確立するなど、活力ある地域の再生を図りつつ、日本遺産を未来へと引き継いでいくことが求められている。

【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2022年度増加分 1年目	2023年度増加分 2年目
-----	----------------	------------------	------------------

中津市と玖珠町の観光客数（中津市の観光入込客数+玖珠町の観光施設の利用者数）（千人）	3,596.34	694.66	387
「やばけい博覧会」を中心とした日本遺産事業の参加者数（人）	350	50	50

2024年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
386	1,467.66
50	150

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

日本遺産「やばけい遊覧」推進事業

③ 事業の内容

中津市及び玖珠町の関係機関等により構成される中津玖珠日本遺産推進協議会が中心となって実施する以下の事業に要する経費に対して、中津市及び玖珠町から補助金を交付する。

○「やばけい博覧会」開催事業（※令和3年度に同様の事業を試験的に実施し、日本遺産プロデューサーより高い評価を受けたため、今後3年計画として規模を拡大しながら本格的に実施。）

地域住民や地域の事業者等を主体として、観光資源の掘り起こしやイベン

ト、観光商品を開発する。日本遺産プロデューサーを招へいし、観光メニューのブラッシングを図るとともに、地域の人材・組織の育成を図る。磨き上げた各観光メニューを「やばけい博覧会」として集約し、地域全域の各所において、オンパク（※）形式で「やばけい遊覧」のイベントを行う。
※オンパク…地域資源を活かした小規模な体験交流型のプログラムを、一定の期間内に集中的に提供するイベント形態のことで、温泉博覧会が語源となっている。

○日本遺産「やばけい遊覧」魅力発信・受入態勢整備事業

九州国立博物館や日本遺産サミットなどにおいて、日本遺産紹介ブースを出展し、観光商品のPRを行うとともに、「やばけい遊覧」の構成文化財を現地で見て理解できるように説明板・案内板を各地に設置し、観光客の受入態勢の向上を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

「やばけい博覧会」による日本遺産を活用した事業のブランディングや、PR等を支援することで事業実施者（地域住民や事業者）の人材育成を図りつつ、集客力の向上を図る。これにより、それぞれの事業実施者が多くの顧客を獲得し、将来的にはそれぞれの事業の収入のみでの事業を継続していけるようになることを目指す。

【官民協働】

地域住民や事業者が日本遺産を活用した「やばけい博覧会」の実施を行い、観光客から収益を得る。創意工夫をしながら事業を継続し、地域の産業として確立を目指す。

中津市、玖珠町は共同で、事務局としてのサポートや、PR、観光客の受入態勢の整備を行うなど、事業実施者との適切な役割分担のもと、事業を実施する。

【地域間連携】

日本遺産に認定されたストーリーは、中津市と玖珠町にまたがるものであり、協同での資金拠出や、それぞれの地域が連動した一貫性のある事業

者支援、PR、受入態勢整備を行う。

【政策間連携】

日本遺産を中心とした観光振興とともに、地域の住民や事業者の人材育成を図り、かつ、地域住民の参加や収益増により、総合的な地域の元気づくりを目指す。

【デジタル社会の形成への寄与】

国内外誘客促進のため、SNS や WEB でのプロモーション等を活用した PR 事業を実施。また、WEB 上で「やばけい博覧会」の事業者や参加者の受付フォームの作成を検討。

国内外からの観光客呼び込みを中心とした地域再活性化という目標を達成するために、SNS や WEB などあらゆるインターネットツールを利用した広報活動を行うことで、広報のみならず将来的に事業者のデジタル技術活用スキルの向上が見込め、デジタル技術を活用した地方創生に繋がる事業となる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

○大分県中津市

【検証時期】

毎年度 9月

【検証方法】

事業の実績及びKPIを基に、外部有識者等が参画する総合計画の検証会議の中で、地方版総合戦略および交付対象事業の検証作業も合わせて実施する。また、検証結果を踏まえ、必要に応じて地方版総合戦略や本事業の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

産業界（商工会議所）、学界（大学教授など）、各種団体（教育委員会、農業委員会）、市民代表など。

【検証結果の公表の方法】

上記委員会での審議及びHPでの公表。

○大分県玖珠町

【検証時期】

毎年度 9月

【検証方法】

玖珠町の附属機関を統合した玖珠町総合行政審議会にて検証する。

【外部組織の参画者】

学識経験のあるもの、関係団体の役職員、公募に応じたもの、その他町長が認めたもの。

【検証結果の公表の方法】

上記委員会での審議及びHPでの公表。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 11,373千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) サイクリングイベント事業

ア 事業概要

中津市のシンボリックな観光素材である「メイプル耶馬サイクリングロード」を活用し、日本遺産の構成文化財を巡るイベントを実施。日本遺産を身近に感じてもらうとともにPRを図る。

イ 事業実施主体

中津市

ウ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に 7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。